知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過①

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R7.6 定例会	第77号議案 提出	**継続審査申出①** ・協議の時間が限られていた ・事実関係が明らかでない中で判断できない
R7.8.18	閉会中 常任委員会	**委員長から整理した論点を総括質問** ①県保有文書のインターネット等への漏えい ・県による告発や県職員の関与の疑いなど、議案上程からの状況変化 ・漏えい経路や県職員の関与に対する県調査の有無 →捜査中のため答弁できない ②県幹部職員による秘密漏えい ・告発など、議案上程からの状況変化 →県議・教授による告発を報告、今後の捜査に協力 ・第三者委員会報告と知事の主張が矛盾していること →知事と元総務部長との間にミスコミュニケーション ③県保有文書や情報の管理体制及び再発防止策 →全庁通知、幹部職員への研修等を実施

知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過②

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R7.9 定例会	第77号議案 継続審査	**継続審査申出②** ・事実関係が明らかでない状況に変わりはない ・知事は刑事告発されているが結果は出ていない ・根拠となるべき管理監督責任について制定理由に明確に規定されておらず、何に対しての処分なのか不明瞭
R7.12.1	議案撤回	
R7.12	第146号 議案提出	**制定理由に「情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため」と規定**
〃	第146号 議案	**継続審査申出③** ・事実関係が明らかにされていない現状に変化はない ・司法の判断がまだ示されていない中で結論を急ぐことは適切とは言えない
R8.2 定例会	第146号議案 継続審査	R8.3.3 意見開陳のみで表決は先送り ・事実関係が明らかでない状況に変わりはない
R8.3.25	議案撤回	条例の対象である服部副知事退任のため
R8.3.27	検察の判断	知事・元副知事：嫌疑不十分で不起訴 元総務部長：起訴猶予　県職員関与疑い：嫌疑不十分で不起訴

R8.10.30

知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過③

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R8.6 定例会	第67号議案 提出	給与減額の対象者を知事のみとして提出
R8.6 定例会	第67号議案 継続審査	**継続審査申出④** （自民党） ・県民への説明責任を果たすこと、再発防止策を具体化すること、議会との信頼関係の構築と県政運営におけるガバナンス強化に取り組むことなどを申し入れた。 ・その後の本会議における知事答弁、とりわけ公益通報制度における３号通報の法解釈に関する発言について、会派内から強い懸念が示されることとなった。 ・申入れの趣旨である説明責任の徹底や再発防止への姿勢について、なお慎重に見極める必要があるのではないか。 （公明党） ・不起訴となった現在においても、県民に対する真摯かつ十分な説明が尽くされているとは言い難い状況にある。 ・原因が十分に解明されなければ、実効性ある再発防止策構築も困難。 ・迅速に結論を出すのではなく、知事による説明責任の履行と事実関係の解明がなされた上で判断すべき。
R8.10.16	検察審査会の判断	知事・元副知事・元総務部長：検察審査会で不起訴処分は相当
R8.9 定例会	第67号議案 継続審査	**継続審査申出⑤**　詳細は資料09参照

【要約版】

令和８年９月定例会・総務常任委員会における各会派の意見（知事給与特例条例関係）

会 派	態 度	意　見
自民党	継続審査	・６月定例会から特に状況の変化はない。
維新の会	賛成	・刑事手続きなどで一定の結果が出て、起訴には至らなかった。 ・この議案は知事の管理監督者としての対応に関する議案である。
公明党	継続審査	・知事、元副知事の指示について第三者委員会の報告書と知事の説明にそごがある。 ・嫌疑不十分となったが、証拠が十分でないために起訴に至らず、あくまで刑事責任の有無に関する法的な判断にとどまる。 ・情報漏えいがなぜ発生したのかという、政治的、道義的な説明責任や、知事の管理監督責任の所在が明確になったわけではない。 ・不起訴となった現在においても、県民に対する真摯かつ十分な説明が尽くされているとは言いがたい状況である。 ・継続審査となった後も、議会が求めてきた説明はいまだになされておらず、議会が継続審査とした理由は依然として解消されたとは言えない。 ・知事による説明責任の履行と、事実関係の解明がなされた上で判断すべきと考える。
県民連合	反対　→ 継続審査	・検察では、嫌疑不十分という形にはなっているが、嫌疑が決しては晴れたわけではない。 ・管理監督責任だけではなく、情報漏えいに及んだ知事そのものの行動も含める必要があり、一部の監督責任だけを問う議案は、本来論外である。 ・継続をして、関係者を参考人として招致をするなどの調査を検討してもらえるなら、継続を主張する。
躍動の会	賛成	・県保有情報が漏えいしたことに対する組織の長としての管理責任を重く受け止め、知事みずから身を処する意味で、給与月額の減額をするものであり、その処分理由とその処分内容の妥当性は十分である。 ・指示の有無等については、事実が判明してから本件漏えい事件とは別に対応を検討すべき問題である。 ・検察による不起訴という結果により、第三者委員会の報告書は、第三者委員会委員長がインタビューで答えた10割認定という発言をもとに、絶対的なものではないことが明らかになった。 ・職員に対して、綱紀粛正の徹底や公文書の個人情報の適切な取り扱いに関する通知、情報セキュリティ対策の強化、研修の実施など、再発防止策に取り組んでいる。 ・知事も、本件情報漏えい事案に対する十分な説明を行っている。
共産	反対	・第三者調査委員会の報告書では、漏えい行為は、知事及び副知事の指示のもとに行われた可能性が高いと結論づけているが、知事は否定している。 ・本議案は知事の情報漏えい指示責任を管理責任に矮小化し、幕引きを図ろうとするものである。

【委員長試案】第６７号議案継続審査の論点整理

（継続審査に賛成する意見）

① 情報漏えいに関する知事及び元副知事の指示の有無について、第三者調査報告書と知事の説明にそごがあり、事実関係が明確になっていないこと（公明）

⇒② 事実を明らかにするために、関係者を招致して調査を行う必要があること（県民連合）

③ 知事の説明責任の徹底や再発防止への対応を慎重に見極める必要がある（自民・公明）

（継続審査に反対する意見）

④ 管理監督責任についての議案であり、指示の有無等については、事実が判明してから本議案とは別で対応すべきこと（維新・躍動・長崎委員）

⑤ 刑事手続き等で一定の結果が出て、起訴には至っていないこと（維新・躍動）

⑥ 第三者調査委員会で元総務部長が情報漏えいに知事の関与があったとの弁明書を提出する等、知事が指示した疑いがある中で、管理監督責任だけでなく情報漏えいに及んだ知事そのものの行動も含める必要があること（県民連合）

⑦ 情報漏えいの背景にある文書問題が解決していない中で、知事の責任を管理責任に矮小化し、幕引きを図ろうとしていること（共産）